

令和5年度 桂川町移住定住奨励金等交付該当要件チェック表

下記各項目最初の で、該当する項目に 及び 記入・署名 をお願いします。

全ての項目 () に がつく場合のみ、対象となりますので、
本該当要件文書を桂川町役場企画財政課まで提出してください。

【I】対象住宅

- (1) 床面積が 50 m²以上の居住するために建てられた住宅である
※但し、店舗と併設する場合は、床面積の2分の1以上が居住用でかつその部分が50 m²以上のもの。
- (2) 既に別に生活の本拠となる居住用住宅を所有していない
※セカンドハウス、別荘、別宅、倉庫代わり等の目的で取得した住宅でない
- (3) 2親等以内の親族間における売買又は相続、贈与、その他取得対価を伴わない事由により取得した住宅でない

【II】対象世帯（申請者）

- (1) 令和4年1月2日～令和5年1月1日の間に新築又は既建築の対象住宅を
売買により取得（引き渡し契約済み）したものである
- (2) 購入者（申請者）及び同一世帯に属する者が、桂川町に定住する意思を持ち、
新たに取得した住宅を生活の本拠として居住し、当該居住地を住所と定め、
本町の住民基本台帳に記録されている
- (3) 行政区（住宅がある地域の自治会）に加入している
- (4) 購入者（申請者）及び同一世帯に属する者が、町税を滞納していない
- (5) 暴力団及び暴力団員またはそれらに密接な関係を有する者でない

【III】該当要件判定の調査への同意

令和5年度 桂川町移住定住奨励金等交付該当要件審査の為に、企画財政課移住定住奨励金事業担当者が「住民基本台帳の情報」「該当住宅に関する情報」「町税等納税情報」「その他必要な情報」を調査することに同意します。

※収集した個人情報については、町で適正に管理するとともに桂川町移住定住奨励金等の受給資格の認定及び交付に関する事務以外には使用しません。

令和 5 年 月 日

申請者氏名（署名）：

令和5年度 桂川町移住定住奨励金等交付申請について

【申請から交付までの流れ】

- (1) 別添の『令和5年度 桂川町移住定住奨励金等交付該当要件チェック表』を桂川町役場企画財政課へご返送（提出）後、桂川町移住定住奨励金等交付要件に該当することが確認できましたら、申請書類をご自宅へ郵送します。

※桂川町移住定住奨励金等交付要件に非該当の場合は、非該当通知を送付

- (2) 郵送されてきた申請書類等を令和5年9月29日（金）までに提出

<提出書類>

- ① 桂川町移住定住奨励金等受給資格認定申請書・・・様式第1号
- ② 誓約書・・・様式第3号
- ③ 行政区加入証明書・・・様式第4号
※加入している行政区の区長さんに依頼し、証明してもらったものを提出
- ④ 対象となる住宅建物の登記事項証明書の写し
※住宅取得時のものなどお持ちでない場合には、最寄りの法務局で再取得できます。
オンライン取得も可能。詳しくは、「登記事項証明書 取得」でWEB検索
- ⑤ 対象住宅の位置図（付近見取図）及び各階平面図
- ⑥ 桂川町移住定住奨励金等請求書・・・様式第6号

- (3) 『申請書類等（2）』提出後、記入漏れ・不備等無く、さらに提出時に既に該当住宅等にかかる固定資産税が全額納付済みの場合は、1ヶ月程度で移住定住奨励金（商品券）を窓口交付します。

- 移住奨励記念品は、移住定住奨励金（商品券）交付後、後日各商品の出荷者から配送されます。ただし、商品によっては、配送時期が遅くなったり、時期を指定させていただく場合があります。

- (4) 『上記（3）申請書類等』提出時点で、該当住宅等にかかる固定資産税を期別納付等されている場合は、全額納付後（最終第4期 令和5年12月26日）から1ヶ月程度で移住定住奨励金（商品券）を窓口交付します。

【問い合わせ先】桂川町役場 企画財政課 企画広報係（移住定住奨励金担当）

電話：0948-65-1085 FAX：0948-65-3424 メール：kikakuzaisei@town.keisen.fukuoka.jp